

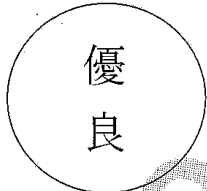
許可自治体	福岡県	業の区分	産業廃棄物処分類
許可番号	第04020001745号	許可期限日	2027(令和9)年12月12日

様式第九号の二 (第十条の六関係)

許可番号 04020001745

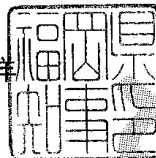
産業廃棄物処分類許可証

住所 福岡県直方市大字下新入1924番地の1
 氏名 株式会社ニンゲン
 代表取締役 佐藤 秀幸



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 小川 洋



許可の年月日 令和 2 年 12 月 13 日
 許可の有効年月日 令和 9 年 12 月 12 日

1. 事業の範囲 (処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。) を記載すること。)
- 中間処理 (破碎): 廃プラスチック類 (自動車等破砕物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず (自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず等 (廃グラスウール及び廃石膏ボードに限る。) 以上7品目
 - 中間処理 (焼却): 廃油 (廃オイルエレメントに係るものに限る。)、紙くず、木くず、繊維くず 以上4品目
 - 中間処理 (切断・圧縮): 金属くず (自動車等破砕物を除く。) 以上1品目
 - 中間処理 (切断): 廃プラスチック類 (自動車等破砕物を除き、軟質系に限る。)、繊維くず (廃置に限る。)、ゴムくず 以上3品目
 - 中間処理 (圧縮梱包): 廃プラスチック類 (自動車等破砕物を除き、軟質系に限る。)、紙くず、繊維くず、金属くず (自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず等 (廃グラスウールに限る。) 以上5品目
- 以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設 (施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号 (産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。) を記載すること。)
- 破碎施設: 設置場所 福岡県直方市大字下新入1924番1
 設置年月日 平成5年6月15日
 処理能力 廃プラスチック類 4.4t/日 (8時間) 紙くず 2t/日 (8時間)
 木くず 4.7t/日 (8時間) 繊維くず 1.4t/日 (8時間)
 ゴムくず 4.4t/日 (8時間) 金属くず 4.5t/日 (8時間)
 ガラスくず等 3.4t/日 (8時間)
- 破碎施設: 設置場所 福岡県直方市大字下新入1981番外2筆
 設置年月日 平成12年12月4日
 処理能力 廃プラスチック類 4.4t/日 (8時間) 紙くず 2t/日 (8時間)
 木くず 4.7t/日 (8時間) 繊維くず 1.4t/日 (8時間)
 ゴムくず 4.4t/日 (8時間) 金属くず 4.5t/日 (8時間)
 ガラスくず等 3.4t/日 (8時間)

(以下裏面記載)

※更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所で行ってください。

許可自治体	福岡県	業の区分	産業廃棄物処分業
許可番号	第04020001745号	許可期限日	2027(令和9)年12月12日

(裏面)

焼却施設：設置場所 福岡県直方市大字下新入1924番1

設置年月日 平成5年2月20日

処理能力 125kg/時 1t/日(8時間)

切断・圧縮施設：設置場所 福岡県直方市大字下新入1981番

設置年月日 平成14年7月23日

処理能力 3.47t/日(8時間)

切断施設：設置場所 福岡県直方市大字下新入1981番

設置年月日 平成14年7月23日

処理能力 廃プラスチック類 2.87t/日(8時間)

繊維くず 0.34t/日(8時間)

ゴムくず 2.37t/日(8時間)

圧縮梱包施設：設置場所 福岡県直方市大字下新入1924番1

設置年月日 昭和63年11月1日

処理能力 65.4t/日(8時間)

以下余白

3. 許可の条件

- (1) 中間処理(圧縮梱包)に係る処理前産業廃棄物(廃プラスチック類)の保管数量は36m³以下とすること。
- (2) 中間処理(圧縮梱包)に係る処理前産業廃棄物(紙くず)の保管数量は4m³以下とすること。
- (3) 中間処理(圧縮梱包)に係る処理前産業廃棄物(繊維くず)の保管数量は8m³以下とすること。
- (4) 中間処理(圧縮梱包)に係る処理前産業廃棄物(ガラスくず等)の保管数量は2m³以下とすること。
- (5) 中間処理(圧縮梱包)に係る処理後産業廃棄物(廃プラスチック類)の保管数量は320m³以下とすること。
- (6) 中間処理(圧縮梱包)に係る処理後産業廃棄物(紙くず)の保管数量は2.88m³以下とすること。
- (7) 中間処理(圧縮梱包)に係る処理後産業廃棄物(繊維くず)の保管数量は2.88m³以下とすること。
- (8) 中間処理(圧縮梱包)に係る処理後産業廃棄物(ガラスくず等)の保管数量は2.88m³以下とすること。

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成9年3月10日 変更許可により中間処理(焼却)の追加

平成10年12月13日 更新許可

平成13年2月1日 変更許可により中間処理(破碎)に係る取扱品目(木くず)の追加

平成15年9月26日 変更許可により中間処理(切断・圧縮)及び中間処理(切断)の追加

平成15年12月13日 更新許可

平成20年12月13日 更新許可

平成24年3月8日 変更許可により中間処理(圧縮梱包)の追加、中間処理(破碎)に係る取扱品目(紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等)の追加及び中間処理(切断)に係る取扱品目の限定の変更

平成25年12月13日 更新許可

令和2年12月13日 更新許可

以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無